

渋谷区ふるさと納税を活用した認定NPO法人支援事業実施要綱

令和4年8月4日 制 定

令和5年7月20日一部改正

令和6年7月26日一部改正

令和7年8月5日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区を拠点に活動する認定NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に対し、ふるさと納税サイトを通じて行われた渋谷区に対する寄附金の一部を交付することにより当該認定NPO法人の活動を支援する事業(以下「本事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定寄附金 渋谷区が指定するふるさと納税サイトを通じて行われる渋谷区に対する寄附のうち、認定NPO法人の活動支援を用途として指定されたものをいう。
- (2) 寄附者 指定寄附金を寄附した者をいう。
- (3) 支援寄附金 本事業により渋谷区が認定NPO法人に対して交付する寄附金をいう。

(対象団体)

第3条 本事業の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、渋谷区内に主たる事務所又は従たる事務所を有する認定NPO法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1年以上の継続的な活動実績がある団体であること。
- (2) 法令に違反する活動、公序良俗に反する活動等を行っていないこと。
- (3) 定款、規約等を備えていること。
- (4) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に渋谷区暴力団排除条例(平成23年渋谷区条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないこと。
- (5) 特定非営利活動促進法第29条に規定する事業報告書等を毎事業年度1回、所轄庁に提出していること。

(支援寄附金を活用する認定NPO法人の指定)

第4条 支援寄附金の交付を受けようとする対象団体は、渋谷区ふるさと納税を活用した

認定NPO法人支援事業指定申請書兼誓約書（別記第1号様式）、認定NPO法人の活動状況（別記第2号様式）及び定款、規約等を区長に提出し、指定を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、支援寄附金を交付する認定NPO法人の指定又は不指定を決定し、渋谷区ふるさと納税を活用した認定NPO法人支援事業指定決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（指定寄附金の募集及び受付）

第5条 区長は、前条第2項の規定により指定を受けた対象団体（以下「指定NPO法人」という。）に対する寄附について区公式ウェブサイト等により広く周知し、当該指定NPO法人に対する指定寄附金の募集及び受付を行うものとする。

- 2 区長は、指定NPO法人からの礼状及び指定NPO法人の活動報告等の受領を希望する寄附者に対して、指定NPO法人への当該寄附者の氏名、住所、寄附金額等の情報の提供について同意を求めるものとする。
- 3 区長は、前項の規定により寄附者の同意を得られた場合は、指定NPO法人に対して当該寄附者の氏名、住所、寄附金額等の情報を提供することができる。

（指定の取消し等）

第6条 区長は、指定NPO法人が第3条に規定する要件に違反したときは、当該指定NPO法人に対して改善を求めるとともに、前条第1項に規定する指定寄附金の募集及び受付を中止することができる。

- 2 区長は、前項の規定により指定NPO法人に改善を求めたにもかかわらず、改善されない場合は、当該指定NPO法人の指定を取り消すことができる。この場合において、当該指定NPO法人の活動支援を用途として指定されて現に受領した指定寄附金は、指定のない渋谷区への寄附金に振り替えるものとする。

（返礼品）

第7条 指定NPO法人は、区長の承認を得て、渋谷区外に住所を有する寄附者に対し、返礼品を送ることができる。

- 2 前項の返礼品は、渋谷区が定める返礼品基準に適合するものとする。
- 3 返礼品の制作、手配、発送等に要する一切の費用は、指定NPO法人が負担するものとする。

（支援寄附金の額等）

第8条 本事業により指定NPO法人に交付する支援寄附金の額の上限は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）渋谷区内に主たる事務所を有する指定NPO法人 当該NPO法人の活動支援を用途

として指定されて寄附された指定寄附金の 86% に相当する額（前条第 1 項の規定により指定 NPO 法人が返礼品を送る場合にあっては、当該 86% に相当する額から返礼品に要する一切の費用を差し引いた額）

（2）渋谷区内に従たる事務所を有する指定 NPO 法人 当該 NPO 法人の活動支援を用途として指定されて寄附された指定寄附金の 83% に相当する額（前条第 1 項の規定により指定 NPO 法人が返礼品を送る場合にあっては、当該 83% に相当する額から返礼品に要する一切の費用を差し引いた額）

2 前項各号の規定により算出した支援寄附金の額に千円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

3 指定寄附金の額から支援寄附金の額を差し引いた額については、渋谷区の事務費等として活用する。

（交付申請）

第 9 条 支援寄附金の交付を受けようとする指定 NPO 法人は、渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業支援寄附金交付申請書（別記第 4 号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（支援寄附金の交付決定）

第 10 条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う事情調査等によりその内容を審査し、支援寄附金の交付が適当と認めたときは、渋谷区ふるさと納税を活用した認定 NPO 法人支援事業支援寄附金交付決定通知書（別記第 5 号様式）により当該申請をした指定 NPO 法人に通知するものとする。

（交付の条件）

第 11 条 区長は、前条の規定により支援寄附金の交付決定をするときは、別記の条件を付するものとする。

（支援寄附金の請求及び交付）

第 12 条 指定 NPO 法人は、第 10 条の規定により支援寄附金の交付決定を受けたときは、速やかに請求書兼口座振替依頼書（別記第 6 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに支援寄附金を交付するものとする。

（支援寄附金の活用状況報告）

第 13 条 第 10 条の規定により交付決定を受けた指定 NPO 法人（以下「交付決定者」と

いう。)は、交付された支援寄附金の活用状況について記載した渋谷区ふるさと納税を活用した認定NPO法人支援事業支援寄附金活用状況報告書(別記第7号様式)を、区長が定める期日までに必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、自らのウェブサイト等により、支援寄附金の活用状況について広く周知しなければならない。

(交付の取消し等)

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援寄附金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第3条に規定する要件に違反したとき。
 - (2) 第5条第1項の規定による指定寄附金の受付開始後に活動内容を著しく変更したとき。
 - (3) 偽り或其他不正な手段により支援寄附金の交付を受けたとき。
 - (4) 支援寄附金を不正或其他不適当な用途に使用したとき。
 - (5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、支援寄附金を交付することが適当でないと判断されたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により支援寄附金の交付を取り消し、又は変更した場合において、既に支援寄附金が交付されているときは、期限を定めて当該支援寄附金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(返還された支援寄附金の取扱い)

第15条 前条第2項の規定により返還された支援寄附金は、指定のない渋谷区への寄附金に振り替えることができる。

(指定寄附金の取扱い)

第16条 区長は、第8条に規定する支援寄附金として予算措置がなされなかったときは、当該支援寄附金に係る指定寄附金を、指定のない渋谷区への寄附金に振り替えることができる。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、区民部長が定める。

附 則 (令和4年8月4日区長決裁)

この要綱は、令和4年8月1日から適用する。

附 則（令和5年7月20日区長決裁）

この要綱は、令和5年7月20日から施行する。

附 則（令和6年7月26日区長決裁）

- 1 この要綱は、令和6年7月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の渋谷区ふるさと納税を活用した認定NPO法人支援事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和7年8月5日区長決裁）

- 1 この要綱は、令和7年8月5日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の渋谷区ふるさと納税を活用した認定NPO法人支援事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記 交付条件（第11条関係）

1 交付決定後の活動期間

指定NPO法人は、支援寄附金の交付決定後1年間は活動を継続しなければならない。

2 事故報告等

- (1) 指定NPO法人は、寄附金の活用が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。
- (2) 区長は、前号の規定による報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに指定NPO法人に適切な処理を行うよう指示することができる。

3 状況報告等

- (1) 区長は、支援寄附金の円滑かつ適正な活用を図るため必要があると認めた場合は、指定NPO法人に対し、支援寄附金の活用状況に関し報告を求めることができる。
- (2) 区長は、前号の規定による報告を受けた場合において必要があるときは、指定NPO法人にその活用について適切な指示をすることができる。

4 支援寄附金の返還

指定NPO法人は、この交付の決定を取り消された場合において、既に支援寄附金が交付されているときは、区長が定める日までに、当該支援寄附金を区長に返還しなければならない。

5 違約加算金及び延滞金

- (1) 指定NPO法人は、この交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、支援寄附金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援寄附金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援寄附金の受領額（その一部を納付した場合におけるそ

の後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

- (2) 指定NPO法人は、支援寄附金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) (1) 及び(2) に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

6 違約加算金及び延滞金の計算

- (1) 指定NPO法人が違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた支援寄附金の額に達するまでは、その納付額は、当該返還を命じられた支援寄附金の額に充てるものとする。
- (2) 指定NPO法人が延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた支援寄附金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

7 他の補助金等の一時停止等

区長は、指定NPO法人に対し支援寄附金の返還を命じたにもかかわらず、指定NPO法人が当該寄附金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

8 関係書類の保存

指定NPO法人は、支援寄附金の交付申請、請求等に係る書類並びに収入及び支出を明らかにした書類を、支援寄附金を受領した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。